

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月まで
年金事務所に照会したところ、昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が未納の記録となっていた。
昭和 53 年頃、母が、未納となっていた 5 年間の国民年金保険料を、知り合いの市区町村役場職員に手渡しで納付を依頼したことを覚えており、その後の保険料は納税組合を通じて納付してきた。
このため、申立期間について、未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、同居の両親は、自らの国民年金保険料を全て納付している上、国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を、第 3 回特例納付期間中の 53 年 8 月 22 日に納付していることが確認できる。

また、A 市区町村役場発行の広報誌「B」によると、第 3 回特例納付期間中の昭和 53 年 8 月 22 日に、「一日社会保険事務所」が同市区町村民相談室において開設されており、申立人は、「一日社会保険事務所」を利用して、52 年 4 月から 53 年 3 月までの過年度分と一緒に、申立期間の保険料を特例納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月1日に、資格喪失日に係る記録を37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和36年11月10日から37年1月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和23年8月に、B社から分離独立したC社に移籍した後、37年11月に退職するまで、一貫して、同社のほか、同社の系列会社であったA社及び同社D事業所に役員として勤務していた。

このことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和28年5月1日にC社に入社し、以後、A社及び同社D事業所において、経理を担当していた者に照会したところ、申立人は、37年11月28日に退職するまで、申立期間を含め、継続して、C社及び同社のグループ会社に経理担当の役員として勤務していた旨の証言が得られた。

また、A社における厚生年金保険の被保険者資格を有している者3人（A社に係る商業登記簿謄本に記載されている役員1人を含む。）から、申立人は、申立期間当時、経理事務を主管とする常勤の役員（経理及び資金担当）として、同社に勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、前述の経理担当者から、申立期間について、申立人は、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における申立人の昭和35年6月及び同年10月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和37年9月にA社は閉鎖されている上、申立期間当時、事業主であった者も既に他界しているため、当時の状況について照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和63年10月から平成元年9月までの期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低い旨の回答が得られた。

私は、申立期間当時、給与支給額が下げられたことはないので、申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、申立人の同基金における申立期間の標準報酬月額について、当初、昭和63年10月の定時決定により41万円と記録されていたものを、同社の事業主から提出された平成元年の定時決定時の「算定基礎訂正届」により、47万円に訂正している旨の回答が得られた。

また、B厚生年金基金から、申立期間における社会保険事務所への「算定基礎訂正届」に係る様式について、複写式であった旨の回答が得られた。

さらに、A社に照会したところ、申立人の申立期間における社会保険に係る書類は現存していないものの、申立期間においても、申立人に継続してほぼ同額の給与を継続して支払うとともに、給与支給額に見合う厚生年金保険料を継続して控除していたと思う旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年9月1日まで
年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた平成9年1月1日から同年9月1日までの期間について、給与から控除されている金額と大きく相違している記録となっていることが判明した。

このため、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成9年8月6日付けで、同年1月1日に遡及して訂正され、9万8,000円に引き下げられ、当該標準報酬月額が同年8月まで継続していることが確認できる。

一方、申立人から提出された平成9年給与所得の源泉徴収票の写しにより、申立期間の報酬月額を試算したところ、申立人は、標準報酬月額53万円を超える報酬月額を支給されていたことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主から、当時の経営状況について、受け取った手形が不渡りになったことに加えて、仕事が少なくなってきたことが重なっていた旨のほか、特に手形の不渡りの影響が大きく、資金繰りが厳しくなっていたことから、標準報酬月額の引き下げを行った旨の証言が得られた。

このことから、申立期間当時、A社は、経営不振に陥っており、社会保険料を滞納していたものと推認でき、これを解消する目的で、従業員の標準報酬月額の引き下げ処理を行ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような

記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月1日から54年10月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低く登録されていることが判明した。
申立期間に報酬が減額した覚えは無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、直近の期間と比べ11等級低く登録され、6万円となっていることが確認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料控除について、資料が残っていないため不明であるものの、申立人のみ著しく低い届出をするはずがない旨の回答が得られた。

また、申立人を除いて、他に著しく低い記録となっている者はいない上、申立期間当時、A社において被保険者資格を有していた同僚に照会したところ、申立人は、申立期間に長期に休職したこともなく、給料が下がるようなこともなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、年金事務所に照会したところ、通常、事業所から著しく低い（又は高い）標準報酬月額の届出があった場合、その届出が適正なものかどうか確認するはずであるから、申立人に係る標準報酬月額記載については、事業主からは正しい届出を受理したものの、被保険者原票へ転記する際に誤りがあったと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主が申立人の申立期間における標準報酬月額を6万円として届出を行ったとは考え難い上、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録管理が適正に行われなかったものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立人と同時期に採用された同僚の標準報酬月額の改正の推移から、15万円に

訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年4月19日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年9月15日から22年4月19日まで
② 昭和22年4月19日から同年11月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間①及び②について、加入記録が無いことが判明した。

昭和18年4月に、A社B工場に入社し、C工場に勤務していたところ、爆撃及び艦砲射撃により工場が破壊されてしまった。このため、一時、出勤していなかったが、終戦後間もなく、A社D工場において勤務を再開し、その後、同社E工場に移り、昭和22年11月に退職するまで、継続して勤務していた。

このことから、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、昭和19年6月1日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月15日に同資格を喪失している。

一方、A社労政人事部から提出された「健康保険・厚生年金加入者台帳」では、申立人は、昭和18年4月1日に入社し、22年4月19日に退職していることが確認できるほか、同年4月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している旨の記載を確認することができる。

また、A社労政人事部から、上記「健康保険・厚生年金加入者台帳」に記載されている者について、同社の所員である旨のほか、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、

A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和19年6月の標準報酬月額から、50円（第5級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、上記1の「健康保険・厚生年金加入者台帳」によると、昭和22年4月19日に、申立人はA社B工場を退職していることが確認できる。

また、申立期間②にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したものの、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた上司3人及び同僚6人の計9人のうち、存命中で連絡先が判明した2人に照会したものの、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格喪失日は昭和48年10月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月から48年7月までを4万5,000円、同年8月及び同年9月を6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月21日から48年10月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和47年10月21日から48年10月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和48年11月の結婚の直前まで勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における在籍期間証明書及びA社から提出された「退職者索引簿」により、申立人は、A社に昭和46年3月22日に入社し、48年10月20日に退職したことが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、資格喪失日が昭和47年10月21日となっているにもかかわらず、48年8月1日に標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できるほか、当該被保険者原票の厚生年金保険進達記録欄に、資格喪失届の進達年月日が「48.11.22」と押印されていることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険整理番号の前後400人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人の上記進達年月日と同日の者が1人おり、当該同僚の被保険者原票における資格喪失日は、当初、「47.10.6」と押印されていたところ、手書きにより年度が「48」に訂正されていることが確認できる。

加えて、前述の「退職者索引簿」に記載された者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人以外の30人が、「退職者索引簿」における「退職月日」の翌日に被保険者資格を喪失していることが確認

できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和 48 年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までを 4 万 5,000 円、同年 8 月及び同年 9 月を 6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月19日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和46年5月19日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社には昭和44年9月6日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人は昭和46年5月19日にC社D工場からA社に異動し、申立期間は同社に勤務していた旨の回答が得られた。

また、A社から、申立人の厚生年金保険被保険者記録が途切れている原因について、当時の事務担当者が、資格取得日を昭和46年5月19日として届出を行わなければならなかったところ、誤って同年6月1日で届け出ってしまった旨のほか、保険料を控除していたにもかかわらず、納付していない旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和46年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和46年6月1

日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで
年金事務所に納付記録を照会したところ、昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

昭和 59 年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入したが、申立期間の国民年金保険料については、同年 4 月に昭和 59 年度の保険料を前納し、領収証も保管しており、還付を受けた記憶は無い。

このため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和 59 年度分の国民年金保険料を前納したものの、厚生年金保険に加入したことによる国民年金被保険者資格の喪失年月日が記載（厚生年金保険記号番号も併記）されていることが確認できるとともに、昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの保険料還付請求書を 9 月 7 日に受付け、同保険料が還付されている記載が確認できる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立人が昭和 59 年度分の保険料を前納した事実が確認できるものの、59 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失したこと、及び 59 年 6 月分以降の納付された保険料相当額（6 万 970 円）が還付されたことが確認できる。

さらに、還付された金額 6 万 970 円は、当時、国民年金法施行令第 8 条第 2 項に基づき告示された前納額（保険料を前納する場合に納付すべき額）と一致していることから、上記の記載内容については、不合理な点は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から55年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から55年3月まで
② 昭和56年4月から58年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和50年11月から55年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、昭和50年11月にA社を退職後、B市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年5月8日以降であると考えられ、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、両申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人の夫は、申立期間②の大半である昭和56年7月から同年12月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の保険料について、過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1163 (事案 657 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

A 社の見習いであった 20 歳のときに、B 職をしていた師匠が国民年金の加入手続きを行い、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの未納となっている期間の保険料については、A 社 C 会が代行して私の妻の分と合わせて納付をしていた。

このため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。新たに同僚（妻の実弟）の名前が分かったので再度、申立てします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D 市区町村役場が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載内容及び E 社 F 支部の担当者の証言から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、本申立てにおいて、今回、同僚の名前（申立人の妻の実弟：昭和 49 年 C 会入会）を挙げているものの、当該同僚（国民年金手帳記号番号（*））は、自身の記録はオンライン記録（昭和 53 年 6 月頃に G 市区町村で国民年金に加入）のとおりで、姉夫婦の国民年金保険料の納付については知らない旨の証言をしていることから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1164 (事案 658 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
結婚して会社を退社した時点で、夫が加入する「A社」が私の国民年金加入手続を行ってくれて、保険料もB会が夫の分と合わせて納付をしていた。

このため、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

新たに同僚(実弟)の名前が分かったので再度、申立てします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C市区町村役場が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載内容及びA社D支部の担当者の証言から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、本申立てにおいて、今回、夫の同僚の名前(申立人の実弟:昭和 49 年B会入会)を挙げているものの、当該同僚(国民年金手帳記号番号(*))は、自身の記録はオンライン記録(昭和 53 年 6 月頃にE市区町村で国民年金に加入)のとおりであり、姉夫婦の国民年金保険料の納付については知らない旨の証言をしていることから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年6月まで
ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、昭和50年11月から52年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和52年11月に結婚後、同年12月頃にA市区町村役場において、国民年金の加入手続をした際、5年分を全納しようとしたところ、2年前までしか納付できないと言われたため、その場で2年分の保険料を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和53年6月24日以降と考えられ、この時点では、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間直後の昭和52年7月から53年3月分までの国民年金保険料を54年10月31日に過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 10 月から平成元年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成元年 9 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 10 月から平成元年 9 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、当時、私が学生だったため、同居の親が国民年金の保険料を納付したと思う。また、申立期間②については、私は就職していたものの、正社員ではなく、厚生年金保険に加入できなかったため、自分で国民年金保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人の年金記録については、平成 7 年 11 月 6 日に、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格が追加されていることが確認でき、事実、申立人が所持する年金手帳に、申立人が初めて被保険者となった日は、「平成 7 年 10 月 1 日」と記載されていることから、両申立期間当時は、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成 7 年 10 月の時点では、特例納付制度は存在しないため、両申立期間の保険料を納付することが

できない。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで
年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、通勤手当や食事代を含む給与支給額と大きく相違していることが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から「給与支払報告書（個人別明細書）」（昭和 52 年分）の 1 枚目が提出されているところ、同書の「社会保険料の金額欄」に記載されている額は、オンライン記録を超える標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を含む額となっている。

しかしながら、「給与支払報告書（個人別明細書）」は、通常、3 枚複写式の様式となっており、本来、申立人から提出された 1 枚目は、2 枚目と併せて事業主から市区町村に提出されるものであり、従業員に交付されるものではなく、また、従業員に交付されるものは 3 枚目（源泉徴収票）のみである。

さらに、申立人から提出された「給与支払報告書（個人別明細書）」には、住所の記載が無く、同書に記載されている源泉徴収税額を検証したところ、本来徴収されるべき税額と相違している。

加えて、当該「給与支払報告書（個人別明細書）」について、A社に照会したところ、同社管理部の担当者から、昭和 52 年当時、A社にはコンピュータが導入されており、源泉徴収票等は手書きではなかった旨のほか、何を基に集計や転記が行われ、申立人に交付されたのかについては不明であるが、標準報酬月額に係る届出に誤りは無かったと思う旨の回答が得られた。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額について、通勤手当や食事代を含む給与支給額と大きく相違していると主張しているところ、上記担当者から、

通勤手当は報酬月額算定に含まれている旨のほか、食事代は給与から「食費」として控除するもので、現物給与の取扱いではない旨の回答が得られた。

一方、申立人から提出されたB市区町村発行の「昭和52年度市区町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額から試算した控除額とほぼ一致する。

さらに、申立人が名前を挙げた3人のうち、連絡先の判明した1人に照会したものの、回答は得られなかった。

これらのことから、申立人から提出された「給与支払報告書(個人別明細書)」(昭和52年分)からは、申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額について判断することはできない。

このほか、A社に係る被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無く、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで
年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社B部に勤務していた期間のうち、平成 5 年 6 月 1 日から 11 年 6 月 30 日までの期間について、賃金明細書に記載されている支給金額と差があることが判明した。
当該期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から、申立期間のうち、平成 5 年 6 月、7 年 12 月から 8 年 3 月、9 年 5 月から同年 7 月、同年 10 月から同年 12 月、10 年 3 月から同年 6 月、同年 10 月から 11 年 4 月の賃金明細書が提出されているものの、当該明細書により確認できる支給額に対応する標準報酬月額及び保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、賃金明細書が残存していない月については、A社人事グループから、随時決定及び定時決定に関する資料及び保険料控除額について確認できる資料が無いため、分からない旨の回答が得られたことから、申立人の当該期間の保険料控除額について、確認又は推認することができない。

さらに、申立人及び申立人の被保険者整理番号の前後 50 人の標準報酬月額について、オンライン記録を調査したところ、申立期間中の標準報酬月額の定時決定及び随時決定を遡及して訂正及び取消を行った形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月 3 日から 56 年 1 月 30 日まで
② 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、自分の記憶する当時の給与と相違していることが判明した。

両申立期間とも年俸制で契約しており、申立期間①については、昭和 54 年及び 55 年の確定申告書の控えにより、給与がそれぞれ、54 年は 165 万円、55 年は 475 万円であったことが確認でき、また、申立期間②については、年俸 600 万円で契約したはずである。

このため、両申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された昭和 55 年分の所得税の確定申告書（控）における社会保険料控除額は、申立期間①に係るオンライン記録における標準報酬月額から試算した控除額とほぼ一致する。

また、申立人が名前を挙げた同僚 6 人に照会したところ、そのうちの 1 人が申立期間①当時の「給与及び賞与の資料」を所持しており、当該資料に申立人に係る記載として、「基準内賃金」について毎月 30 万円、「賞与」について、昭和 54 年 12 月分は 45 万円、55 年 6 月分は 45 万円及び同年 12 月分は 70 万円と記載されていることが確認できる。

そこで、申立人の申立期間①における収入について、上記の記載内容を基に算出した額と、申立人から提出された昭和 54 年及び 55 年分の所得税の確定申告書（控）に記載されている「収入金額」とを比較検証したところ、申立人が入社した 54 年 9 月から同年 12 月までについては 165 万円となり、一致する上、55 年 1 月から同年 12 月までについても 475 万円となり、一致す

る。

このことから、申立期間①において、申立人の月給は30万円であったと認められ、当該額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と一致する。

さらに、A社から提出された「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、昭和54年9月からの申立人の標準報酬月額を30万円とする届出が、同年9月10日にC健康保険組合に提出されていることが確認できるとともに、申立人の同年9月の給与が30万8,940円であることが確認でき、当該額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立期間②当時のB社の事業主に照会したところ、その妻から、事業主は現在病気のため回答することができない旨のほか、当時の総務全般を把握していた事務担当者は既に他界しており、事業主も当時の事務関係については分からないと思う旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を有していた者13人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人の標準報酬月額及び保険料控除について具体的な証言は得られなかった。

- 3 申立期間①及び②について、C健康保険組合から提出された「事業所別被保険者名簿」により確認できる、申立人の当該期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額を遡って訂正した形跡は無く、不自然な点はうかがえない。

- 4 このほか、申立人が両申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月 31 日から 53 年 2 月 1 日まで
② 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 3 月 27 日まで
③ 昭和 55 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで
④ 昭和 59 年 8 月 26 日から 61 年 4 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 駅前の B 内にあった婦人既製服の販売店に勤務していた昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間のうち、各申立期間について、加入記録が無いことが判明した。

昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで、当該事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人は、昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間のうち、51 年 4 月 1 日から 52 年 5 月 31 日までの期間については C 社、53 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 55 年 3 月 21 日から 59 年 8 月 26 日までの期間については D 社並びに 54 年 3 月 27 日から 55 年 2 月 21 日までの期間については E 社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる。

また、申立人は、勤務期間において、同じ店舗にて継続して勤務していたと主張しているところ、同僚（以下「証言者 F」という。）から、申立人が勤務していた店舗について、申立人の勤務期間中に、数回、その店舗を管理・運営する事業所が変わり、社長が変わった旨の証言が得られた。

これらのことから、申立人は、勤務期間において、その主張する婦人既製服の販売店に勤務していたところ、前述で挙げた 3 事業所間で業務の引継ぎが数回あり、その都度、雇用主の変更に伴い、被保険者資格の変更があった

ものと考えられる。

- 2 各申立期間について、証言者Fから申立人と一緒に勤務していた旨の証言が得られたことから、申立人がその主張する婦人既製の販売店に勤務していたことは推認できる。

なお、証言者Fは、自身の勤務期間について、C社に入社後、各申立期間中、D社に勤務していたとしている。

- 3 一方、D社の事業主の妻に照会したところ、事業主であった夫も他界し、各申立期間当時の資料も残存していないことから、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用については確認できない旨の回答が得られた。

- 4 申立期間①について、労働局から、申立人は、C社において、昭和51年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、53年6月30日に離職している旨の回答が得られたものの、同社は、52年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

また、オンライン記録により、証言者Fは、申立期間①において厚生年金保険被保険者資格を有していないことが確認できるところ、証言者Fから、申立期間①当時は社長が変わった時期であり、自身に被保険者資格が無いことについては認識している旨の証言が得られた。

- 5 申立期間②及び③について、オンライン記録により、証言者Fは、申立期間②及び③においても、厚生年金保険被保険者資格を有していないことが確認できるところ、上記4と同様に、自身に被保険者資格が無いことについては認識している旨の証言が得られた。

- 6 申立期間④について、労働局から、申立人は、D社において、昭和59年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年8月25日に離職している旨の回答が得られ、雇用保険被保険者記録の離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できる。

また、D社における厚生年金保険被保険者資格を有している同僚7人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

- 7 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険

料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。